

国際司法裁判所 (ICJ) について



2021年1月
外務省

国際司法裁判所 (ICJ) の意義と特色

- **国際法に基づく国際紛争の平和的解決** : 国際司法裁判所 (ICJ) は、国際法に基づく裁判で国家間の紛争を平和的に解決することを任務として、1945年に設立。国際連合安全保障理事会及び総会の選挙で選ばれた15名の独立・公平な裁判官により構成され、オランダのハーグに所在。
- **国連の主要機関** : ICJは、国際連合憲章により、国連の「主要な司法機関」とされ、国際の平和と安全など国連の目的の実現のために活動。ICJには、国家間の紛争を解決する裁判手続のほかに、国連の諸機関の求めに応じて法律問題について勧告的意見を述べる手続がある。
- **普遍的な裁判所** : 地域的な裁判所と異なり、全国連加盟国は自動的にICJ規程の当事国となる。また、国際法の特定の分野に特化した専門的な司法機関と異なり、ICJには国際法上の全ての問題を付託できる。ICJは、このような普遍的性格をもった唯一の国際司法機関。
- **国際法の発展** : ICJは、国際連盟期の1921年に設立された常設国際司法裁判所 (PCIJ) を前身とし、国際法解釈を通じて長年国際法の発展に寄与。その判決や意見には高い権威が認められている。
- **付託件数の増大ー司法的紛争解決への期待の高まり** : 冷戦中の1960年代から1980年代にかけて、東西の政治対立等を背景に、ICJへの紛争付託件数は伸び悩んだ。しかし、近年、国際法の各分野で司法的紛争解決が注目を集める傾向にあり、ICJも活況を呈してきている。2021年1月現在、ICJには14件の紛争が付託されており、紛争当事国も世界の各地域にわたっている。これは、国際社会における実効的な紛争解決機関として、ICJが信頼を寄せられていることの表れ。

日本とICJの関わり

強制管轄権の受入れ

- 裁判による国際紛争の解決を広めるためには、多くの国がICJの強制管轄権を受け入れる(相互主義を前提に、ICJの管轄権を義務的に受け入れることを宣言する)ことが望ましい。しかし、2020年12月現在、強制管轄権を受諾すると宣言を行っている国の数は74か国にとどまっている。
- こうした中、日本は、既に1958年に強制管轄権受諾宣言を行っている。その後、日本は、2007年及び2015年に、それぞれ同宣言を修正している。

日本人裁判官

日本からは、ICJとその前身である常設国際司法裁判所(PCIJ)に、これまで7名の判事が選出されている。

- PCIJ: 織田 萬 (1922-30年)
安達 峰一郎
(1931-34年(1931-33年は、裁判所長))
長岡 春一 (1935-42年)
- ICJ: 田中 耕太郎 (1961-70年)
小田 滋 (1976-2003年)
小和田 恆
(2003-18年(2009-12年は、裁判所長))
岩澤 雄司 (2018年～現職)

ICJと日本

- 2014年3月31日、日本が歴史上初めて当事国となったICJにおける裁判である「南極における捕鯨」訴訟の判決が言い渡され、ICJは、日本が発給している第2次南極海鯨類捕獲調査に関する特別許可書は国際捕鯨取締条約第8条1の規定の範囲には収まらない旨判示した。これを受けて、日本は、同判決を誠実に履行した。
- また以下の事例では、日本はICJによる紛争解決を積極的に模索した経緯がある。
 - アラフラ海真珠貝漁業紛争(日本／オーストラリア)
1950年代、日本とオーストラリアの間で、アラフラ海の真珠貝漁業に関する紛争が生じ、日本はICJへの紛争の付託を提案。オーストラリアもこれに同意し、付託合意書が準備されたが、その間に紛争は交渉による合意で解消。
 - 竹島問題(日本／韓国)
竹島の帰属をめぐる日韓の紛争においては、1954年、1962年及び2012年に日本が韓国に対しICJへの紛争付託を提案したものの、韓国の同意が得られず実現せず。
 - 北方領土問題(日本／ソ連(ロシア))
かつて、ソ連が領土問題の存在自体を否定し続ける状況の下で、1972年に日本の大平外務大臣からICJへの北方領土問題の付託を提案したが、ソ連側のグロムイコ外相(当時)がこれを拒絶した。

勧告的意見手続への参加(陳述書の提出)

- 「核兵器の威嚇・使用の合法性」事件勧告的意見
- 「パレスチナ占領地における壁構築の法的帰結」事件勧告的意見
- 「コソヴォに関する一方的独立宣言の合法性」事件勧告的意見

(注)日本は、ICJの前身のPCIJでは、2件の裁判の共同原告となった経緯がある。

日本による強制管轄受諾宣言

日本は、国際紛争の平和的解決及び国際社会における「法の支配」を重視するとの立場から、日本による強制管轄受諾宣言を維持し、主要国を含めた他国に対して同宣言を行うよう呼びかけてきている。こうした中、日本は、ICJをより適切に活用する観点から、日本の宣言について以下のとおりの取組を行っている。

2007年7月9日、日本は、強制管轄受諾宣言を行っていなかった国が、日本との紛争をICJに付託する目的で急ぎよ宣言を行い、その直後にICJに当該紛争を付託するといういわゆる「不意打ち提訴」に対しては、日本としてICJの強制管轄を承認しないこととした。

2015年10月6日、日本は、日本が国連海洋法条約の締約国であり、引き続きその義務(注)に服する中で、海洋生物資源の調査、保存、管理又は開発について国際的な紛争が生じた場合には、他の特別の合意が存在しない限り、海洋生物資源に関する規定が置かれ、また、科学的・技術的見地から専門家の関与に関する具体的な規定が置かれている国連海洋法条約上の紛争解決手続を用いることがより適当であるとの考えに基づいて、日本の宣言を修正した。

(注)国連海洋法条約には、義務的な紛争解決手続も規定されている。